

平成30年度 国への要望事項

平成30年6月21日(木)に開催された第9回定時社員総会で決議された、以下の要望事項は、去る8月10日(金)に、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課へ赴き、名倉 良雄課長に要望書を提出しましたことをご報告します。

平成30年8月10日

環境大臣 中川 雅治 様

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会長 柳井 薫

廃棄物処理施設技術管理者の地位向上と人材育成について（要望）

当協会は、平成30年度定時社員総会（平成30年6月21日開催）において、廃棄物処理施設技術管理者（以下、技術管理者という。）の地位向上と人材育成に関して、下記のとおり、国に対して要望することを決議しましたので、要望の趣旨をご理解いただき、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

近年の廃棄物処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上から循環型社会の形成へ、更に低炭素社会や災害廃棄物処理、地域の防災・エネルギー拠点化などの地域貢献へと、役割も重層化してきています。一方、このような役割に応えるための人材の確保、育成面では、本格的な人口減少時代を迎え、急速な技術革新への対応とともに、働き方改革を含めた、安全で魅力ある職場づくりに向けた取組が求められています。

このような中で、技術管理者は、従来からの役割である法令に違反しないよう施設の維持管理に従事する職員を監督することにとどまらず、施設の安全で安定的・効率的な運営管理を基本として、生活環境の保全及び循環型社会形成に寄与するために、日々、努力、研鑽を積んでいかねばなりません。

技術管理者制度が創設され50年以上が経過していますが、廃棄物処理に対する社会的な期待の高まりとともに、技術管理者の実質的な職務は益々拡大しています。第四次循環型社会形成推進基本計画では、持続可能な社会づくりとの統合的な取組を中心に、地域の活性化、資源循環の徹底、適正処理と環境再生、万全な災害廃棄物処理などについて、将来像から見た取組が示されていますが、廃棄物処理施設においては、技術管理者がその取り組みの中核を担っていかねばなりません。

このようなことから、技術管理者が先見性と責任をもって職務に取組み、時代に合った社会的役割を果たせますよう、下記事項について格別のご配慮を賜りますよう要望いたします。

なお、詳細は別紙のとおりです。

1. 技術管理者制度の強化と人材育成制度の整備・拡充
2. 当協会の技術管理者等継続学習システムの普及・活用への支援

以上

【別紙】要望事項

1. 技術管理者制度の強化と人材育成制度の整備・拡充

平成12年12月の廃棄物処理法施行規則の一部改正では、規制改革のもと、技術管理者については職責等に変更はないものの、その資格取得要件であった大臣認定講習制度が廃止され、更に、平成24年には一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格の基準は、地域の実情に応じて条例等で定めるとされました。施設の設置者、管理者はもとより、技術管理者にとっても技術力の確保・向上に対する自己責任が強く求められるようになりました。

このような中で、第四次循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理施設整備計画でも示されていますが、益々多様化、重層化する廃棄物処理の役割を確実に果たし、IoT及びAIを活用した処理技術の高度化や省力化にも取り組むためには、人材育成などの基盤整備が極めて重要であります。廃棄物処理施設においては、技術管理者を中核的な人材として活用していく必要がありますが、人口減少・労働力不足時代を迎え、意欲をもって資質向上に取り組む技術管理者を確保、育成することは容易ではありません。

技術管理者制度が創設され50年以上を経過していますが、技術管理者が社会構造の変化に対応した役割を自覚し、責任と誇りをもって職務を遂行できるよう、技術管理者制度の更なる強化と人材育成制度の整備・拡充が必要であると考えております。

つきましては、以下の事項について特段の措置を講ずるよう要望いたします。

- ① 新たな時代に対応できる技術管理者の育成
- ② 技術管理者の定期的な研修システムの構築

2. 当協会の技術管理者等継続学習システムの普及・活用への支援

第四次循環型社会形成推進基本計画では、循環産業の担い手確保のため、廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持った人材、作業における安全・安心の徹底、温室効果ガスの削減などによる環境への配慮、さらには地域社会や地域経済への貢献などを十分に意識して業務を遂行できる能力・知識を有する人材の育成に取り組むとしています。このような人材は、まさに技術管理者を中核に据えて、育成し、資質向上を図っていくべきであります。

当協会は、技術管理者等が時代に遅れることなく先見性と責任をもって業務に取り組み、社会的役割を果たせるよう、廃棄物処理施設技術管理者継続学習システム（以下、CPDS）を平成24年度から運用しており、平成29年度からは、5年間の継続学習を実施した者に対する称号（専門技術者、上級技術者及び統括技術者）の付与を開始したところです。

このシステムは、個々の技術管理者のスキルアップにとどまらず、企業や団体の人材育成や廃棄物処理に関する社会的な信頼を向上させる極めて有効なツールであり、我国が目指す新たな循環型社会を循環産業、廃棄物処理の面から支える人材を育成するためにも重要なものであると考えます。このシステムの構築にあたっては、主な廃棄物関連団体からCPDS運営委員会に参画いただき、運営に関する基本的事項についてご助言いただいております。廃棄物分野で唯一の継続学習システムでありますので、以下のとおり、このシステムの普及・活用にご支援賜りますよう要望いたします。

- ① 廃棄物処理施設の整備・運営に係る入札時事業者選定の評価項目への追加
- ② 自治体、業界団体等の廃棄物処理に係る人材育成システムとして活用
- ③ 優良産廃処理業者認定制度の優良基準に教育訓練体制を加えるとともに、審査・評価に活用

上記の要望は、当協会ホームページにも掲載しております。

[技管協について](#) → [協会の活動](#) → [国等への要望](#)

<http://jaem.or.jp/activity.html>